

# 東北学院大学後援会規約

昭和 24 年 4 月 16 日制定

改正

昭和 34 年 4 月 1 日	昭和 34 年 6 月 27 日
昭和 37 年 6 月 23 日	昭和 40 年 6 月 26 日
昭和 54 年 7 月 7 日	昭和 56 年 7 月 4 日
昭和 57 年 7 月 3 日	昭和 61 年 7 月 5 日
平成 2 年 7 月 7 日	平成 12 年 7 月 8 日
平成 16 年 5 月 22 日	平成 18 年 5 月 20 日
平成 20 年 5 月 18 日	平成 29 年 5 月 27 日

(名称)

第 1 条 本会は、東北学院大学後援会と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、東北学院大学（以下「本学」という。）と本学に在学する学生（以下「在学生」という。）の家庭との連携を密にし、相互の理解と協力により、在学生の円滑かつ有意義な学生生活並びに本学の充実及び発展に寄与することを目的とする。

(会員)

第 3 条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 在学生 1 名あたり保護者又は保証人 1 名
- (2) 特別会員 本会の趣旨に賛同し、第 13 条に規定する役員会の承認を得た者  
(経費及び会費)

第 4 条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 正会員の会費は、在学生一人につき年額 16,000 円とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、半期休学となった在学生に係る会費は、年額 8,000 円とする。通年休学者については、会費を徴収しない。
- 4 前項前段の規定にかかわらず、本学所定の学生納付金免除願を提出して休学の承認手続を経た在学生については、会費の納入を免除する。
- 5 特別会員については、会費を徴収しない。

(会費の納入方法及び納入期限)

第 5 条 会費の納入は、原則として銀行振り込みによるものとする。

- 2 会費の納入期限は、学納金第 1 期(前期)の納入期限と同じ 5 月 14 日とする。ただし、納入期限が銀行営業休業日の場合には、翌銀行営業日とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、入学、転入学、編入学及び学士入学を許可された者については、東北学院大学学則第 12 条に規定する入学手続日を会費の納入期限とする。

(会計年度)

第 6 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(役員)

第 7 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 庶務担当理事 1 名
- (4) 会計担当理事 1 名
- (5) 理 事 30 名以内
- (6) 監 事 3 名

(役員の仕事)

第8条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

3 庶務担当理事は、本会の庶務業務を担当する。

4 会計担当理事は、本会の会計業務を担当する。

5 理事は、会長の命に従って会務を処理する。

6 監事は本会の会計を監査し、総会においてその結果を報告する。

(役員を選任)

第9条 会長は、会員の中から総会において選任する。

2 副会長、庶務担当理事、会計担当理事、理事及び監事は、会員の中から会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、在学生の保護者又は保証人である正会員の中から選任された役員の仕事は、当該在学生の在学期間とする。

3 任期途中で役員が欠けた場合における補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第11条 本会に正会員及び特別会員の全員からなる総会を置く。

2 総会は毎年1回、5月に開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時にこれを開催することができる。

3 総会は、会長がこれを招集し、その議長となる。ただし、会長に事故あるときは、第8条第2項の規定に従い、副会長がその職務を代行する。

4 総会は、次に掲げる事項を審議決定する。

(1) 会長の選任

(2) 本会の事業計画、予算及び決算

(3) 本規約の改廃

(4) その他本会に関する重要事項

(議決)

第12条 総会の議決は、委任状を含め、出席した会員の過半数をもって行い、議案に関する賛否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第13条 本会に役員会を置く。

2 役員会は、第7条に掲げる役員に加え、第14条に掲げる顧問及び参与並びに第15条第2項に掲げる後援会事務局の構成員をもって組織する。

3 役員会は会長が招集し、年2回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時にこれを開催することができる。

4 役員会は、次に掲げる事項を審議決定する。

(1) 総会の議事に関する事項

(2) 本会の事業計画に関する事項

(3) 本会の特別会員に関する事項

(4) その他本会に関する諸事項

(顧問及び参与)

第14条 本会に顧問及び参与を置く。

2 顧問は、理事長、学院長及び学長とし、必要に応じて本会の諮問に応えなければならない。

3 参与は20名以内とし、大学職員の中から会長が委嘱する。

(後援会事務局)

第15条 本会の事務を処理するため、東北学院大学総務部総務課に後援会事務局を置く。

2 後援会事務局の事務局長及び事務局員は、会長が委嘱する。

3 後援会事務局の規程については、別に定める。

(改廃)

第16条 本規約を改廃するときは、第12条の規定にかかわらず、総会の出席者(委任状による代理出席の者を含む。)の3分の2の承認を得なければならない。

付 則

本規約は、昭和24年4月16日から施行する。

付 則

本規約は、昭和34年4月1日から施行する。

付 則

本規約は、昭和34年6月27日から施行する。

付 則

本規約は、昭和37年6月23日から施行する。

付 則

本規約は、昭和40年6月26日から施行する。

付 則

本規約は、昭和54年7月7日から施行する。

付 則

本規約は、昭和56年7月4日から施行する。

付 則

本規約は、昭和57年7月3日から施行する。

付 則

本規約は、昭和61年7月5日から施行する。

付 則

本規約は、平成2年7月7日から施行する。

付 則

本規約は、平成12年7月8日から施行する。

付 則

本規約は、平成16年5月22日から施行する。

付 則

本規約は、平成18年5月20日から施行する。

付 則

本規約は、平成20年5月18日から施行する。

附 則(平成29年5月27日改正)

本規約は、平成29(2017)年5月27日から施行する。